

【要注意】年次報告書の修正箇所と記載ミスについて

年次報告書中の修正箇所・記載ミスが多かった箇所

修正内容・解説等

年次報告書中第2

1 規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項の確認の実施状況は、次のとおりです。
 ① 本人特定事項の確認を要する法律事務等がありませんでした。
 ② 本人特定事項の確認を要すると判断した場合に限り確認しています。
 ③ 本人特定事項の確認の要否にかかわらず全件確認しています。
 ④ 本人特定事項の確認は実施していません。→第3へ

(修正内容)
 設問の部分に、設問の趣旨と各選択肢の関係を整理した以下の注記1から3までを新たに追加しています。なお、注記追加に伴い、左記下線部のとおり、選択肢①を修正しています。
 注1：本人特定事項の確認は、受任時ではなく、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行をするに際して必要になります。したがって、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行が報告期間に含まれる場合には、受任日が報告期間前であったとしても報告の対象となりますので、選択肢①～④につき御回答ください（複数回答不可）。
 注2：本人特定事項の確認を要すると判断した場合に限り確認している方や本人特定事項の確認の要否にかかわらず全件確認している方であっても、報告期間中に法律事務等がなかった場合は、選択肢①に☑を付けてください。
 注3：報告期間中に本人特定事項の確認の要否を検討せず、本人特定事項の確認を実施していない場合は、選択肢④に☑を付けてください。

2 規程第2条から第5条までの規定に基づく本人特定事項の確認及び記録の保存が必要か否かについて、次の手段を用いて判断しています。
 ① (略)、② (略)
 ③ その他の手段（以下に具体的にお書きください。）

(解説)
 第2の2の設問は、本人特定事項の確認方法を報告いただく項目ではありません。本人特定事項の確認が必要か否かをどのように判断しているのかを報告いただくものです。例えば、選択肢③では、以下のような記載例が挙げられます。

記載ミスの例：個人の際は運転免許証、法人の際は登記事項証明書

記載例：受任又は金銭の預かりの都度、規程規則を参照しています。

3 報告期間及び報告期間以前に規程第2条から第4条までの規定に基づく本人特定事項の確認を行った場合における規程第5条の規定に基づく本人特定事項の確認記録及び取引記録の保存の実施状況は、次のとおりです。
 ① 本人特定事項の確認記録を保存しています（略）。
 ② 資産管理行為等及び取引等の取引記録を保存しています（略）。
 ③ 記録の保存は、実施していません。→第3へ

(修正内容)
 設問の部分に、設問の趣旨と適切に記録の保存義務を履行している場合の回答例を解説した以下の注記1から3までを新たに追加しています。なお、注記追加に伴い、左記下線部のとおり、設問中に字句を追加しています。
 注1：本人特定事項の確認、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行が報告期間に含まれない場合であっても、報告期間以前に本人特定事項の確認、資産管理行為等又は一定の取引等の準備若しくは実行をしている場合には、これらに係る確認記録及び取引記録の保存状況に関し、選択肢①～③を選択してください。
 注2：第2の1で選択肢①を選択した方であって、報告期間以前にも本人特定事項の確認を要する法律事務等がなかった場合は、規程第5条に基づく記録の保存自体を実施していないため、選択肢③に☑を付けてください。
 注3：規程第5条に従い、確認記録及び取引記録の双方とも保存している場合には、選択肢①及び②の両方に☑を付けてください。

【要注意】年次報告書の修正箇所と記載ミスについて

年次報告書中の修正箇所・記載ミスが多かった箇所		修正内容・解説等
年次報告書中第3	<p>I 依頼の際の適切な対応 依頼の際の適切な対応（規程第6条）の実施状況（規程第11条第1項第3号）は、次のとおりです。 1 法律事務の依頼を受けるに際し、当該依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて ① 検討しています。 （<u>選択肢修正</u>）② 法律事務の依頼がありました、検討していません。→IIへ （<u>選択肢新設</u>）③ 法律事務の依頼がなかった、検討していません。→IIへ</p>	<p>（修正内容） 従来は選択肢③がなく、「①検討しています。②検討していません。」しか選択肢がありませんでした。 このため、法律事務の依頼がなかったから検討していないのか、依頼はあったけれど検討していないのか不明瞭でした。そこで、左記のとおり、初回年次報告書から新たに選択肢③を加えた上で、選択肢②を修正しています。 依頼の目的を検討しなかった方は、選択肢②と選択肢③を区別していずれかに☑を付けてください。</p>
年次報告書中第5	<p>本人確認等の措置を的確に行うための措置（規程第9条及びこの規則第10条）の実施状況（規程第11条第1項第5号）は、次のとおりです。 本人確認等の措置を的確に行うための措置として次の措置を講じています。 ① 本人確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置 ② 事務職員に対する教育及び訓練の実施 ③ 本人確認等の措置の実施に関する規程の作成 （<u>選択肢新設</u>）④ 本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任 ⑤～⑩（略）</p>	<p>（修正内容） 本設問は、規程第9条及び規則第10条に定められている各措置の実施状況を問う部分です。そのうち規程第9条第4号の「本人確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任」が年次報告書中第5の選択肢から漏れていたため、左記のとおり、選択肢④として新たに加えました。また、新たな選択肢④の追加に伴い、それぞれ選択肢の番号を繰り下げています。</p>
その他	<p>設問の注記及び設問中の選択肢によっては、設問が択一回答か複数回答かの指示及び選択肢末尾に次に回答すべき設問の指示が記載されています。 例：第2の3（設問本文略） （<u>強調</u>）（該当する項目<u>全てに</u>☑を付けてください。） ① 本人特定事項の確認記録を保存しています（略）。 ② 資産管理行為等及び取引等の取引記録を保存しています（略）。 （<u>強調</u>）③ 記録の保存は、実施していません。→<u>第3へ</u></p>	<p>（修正内容） 回答者が択一回答か複数回答の設問かどうかを分かりやすくするため、また、次に回答すべき設問を見誤ることを防ぐために、左記のとおり、複数回答可の設問の注記部分及び選択肢末尾にある全ての指示の記載を強調等しています。</p>